

住宅借入金特別控除が変わります

住宅借入金等特別控除制度の特例措置があります

平成19年分から国から地方への税源移譲により国の所得税と地方の個人町県民税の税率が変わりました。これに伴い、負担する所得税が減少する人にとっては、住宅借入金等特別控除制度(以下「住宅ローン控除」)を受けることができる控除金額が減少します。

これを受けて、平成19年度税制改正では、平成19・20年に居住を開始した場合、住宅ローン残高に対する控除率を引き下げるとともに、控除期間を15年間に延長することとする特例措置がとられます。この措置により、所得税負担の少ない方は、税源移譲によって少なくなった減税額を、全体でみると補足できることとなります。また、この制度は現行の住宅ローン控除制度との選択性になります。

所得金額と控除額の関係

所得税額 - ローン控除額(注) = 納める所得税

(注)「ローン控除額」=「ローン残高」×「控除率」

ただし、「所得税額」が限度となります。

所得税額 > ローン控除額 → 「ローン控除額」の全額控除できる。

所得税額 < ローン控除額 → 「所得税額」を限度に控除できる。



(注) 住宅ローン控除の適用要件および控除対象となる家屋等については、制度の変更はありません。詳細は近江八幡税務署(☎33141)、または税務課までお問い合わせください。

平成19年に入居された場合



現行の住宅ローン減税

ローン残高	2,500万円 ※	
控除率	1~6年目	1.0%
	7~10年目	0.5%

年毎の最高控除額

(単位：万円)

25	25	25	25	25	25	12.5	12.5	12.5	12.5
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

最高控除額 200万円

税源移譲に伴う効果確保のための特例措置

ローン残高	2,500万円 ※	
控除率	1~10年目	0.6%
	1~15年目	0.4%

年毎の最高控除額

(単位：万円)

15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	10	10	10	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

最高控除額 200万円

どちらかを選択します



税源移譲

※ローン残高とは、「住宅借入金等の年末における借入金残高」のことです。その限度額は、平成19年入居分は2,500万円、平成20年入居分は2,000万円です。

平成20年に入居された場合

現行の住宅ローン減税

ローン残高	2,000万円 ※	
控除率	1～6年目	1.0%
	7～10年目	0.5%

年毎の最高控除額

						(単位：万円)			
20	20	20	20	20	20	10	10	10	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

最高控除額 160万円

税源移譲に伴う効果確保のための特例措置

ローン残高	2,000万円 ※	
控除率	1～10年目	0.6%
	1～15年目	0.4%

年毎の最高控除額

										(単位：万円)				
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	8	8	8	8	8
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

最高控除額 160万円

制度のポイント

- 現行制度との選択制（一度選択すると変更することはできません）
- 平成19年・20年入居者に限った特例措置
- 控除期間を10年から15年に（最高控除額は現行制度と同じです）

どちらかを選択します

現行制度か特例措置かを選択してください

どちらの制度を利用するかという選択の基準となるのは、「控除を受けようとする方の「所得税額」と「ローン控除額」から判断することとなります。

ただし、「ローン控除額」は、その年分の「ローン残高」から計算をします。控除額だけで判断するのではなく、毎年の「所得金額」とローンの「返済計画」などから判断できる毎年の「ローン残高」を基に、どちらの制度を選択するかを各自で判断することになります。特例措置は控除期間が長くなりますが、所得税額や住宅ローンの返済計画によっては、現行制度を選択した方が有利となる場合もあります。

※住宅ローン控除を受けるためには、必ず**確定申告**をする必要があります。なお、給与所得者の方は、1年目に確定申告をする、2年目以降は年末調整で控除を受けることができます。申告に必要な添付書類等は、近江八幡税務署（☎③3141）または税務課までお問い合わせください。

社会保険料控除のための「国民健康保険税控除証明書」を送付します

今年度から、年末調整または確定申告の際、国民健康保険税の納付分に係る社会保険料控除の適用にあたって、それぞれの納税者の皆さんに正しく納付納税額が分かるよう、「社会保険料（国民年金保険税）控除証明書」を送付します。

◎対象者：国民健康保険に加入している世帯

◎1月1日～10月31日までの間に保険料の納付があった人：11月中旬に送付します。

◎11月1日～12月31日までの間に、初めて保険料の納付があった人：1月下旬に送付します。

※国民健康保険税は世帯主課税となつています。そのため、町が送付する控除証明書も世帯主名による送付となります。国民年金の納付に係る証明書と異なり、添付等することが控除を受ける適用条件とされていません。控除適用にあたっては、証明額を参考に正しく申告をしてください。